

令和6年12月

区営住宅入居者 各位



北区 区営住宅受付担当からのお知らせ



北区 区営住宅受付担当

指定管理者 株式会社 東急コミュニティー

電話 03-3908-1523(直通)

※外国語版が必要な方は、各住宅の連絡員もしくは区営住宅受付担当にお声がけ下さい。

※If you need the version in foreign language (English or Chinese), please feel free to contact with the Liaison Staff of each apartment or the Reception Officers of Kita City Municipal Housings. Thank you!

※需要外语版(中文 或 英文), 请随时与各个区营住宅联络员或北区区营住宅管理服务担当联系。谢谢



～ 年末年始の緊急連絡先について ～



区営住宅受付担当は、令和6年12月28日(土)から

令和7年1月5日(日)まで年末年始のため休業いたします。

休業期間中に漏水・断水などの緊急を要する修繕が発生した場合は、以下の連絡先までご連絡ください。なお、修繕内容によっては、費用を個人負担していただく場合がありますのでご了承ください。

また、事故や火災(ボヤを含む)が発生した場合も、警察・消防への通報と併せて以下の連絡先までご連絡ください。

株式会社東急コミュニティー 設備緊急センター

TEL: 03-6732-5933

※なお、緊急を要しないご相談、修繕については、
令和7年1月5日以降に、
区営住宅受付担当までご連絡ください。



粗大ごみについて

粗大ごみとは、縦、横、高さ、いずれかの寸法がおおむね 30cm を超える大型のごみで、通常のごみ回収日には回収されません。

粗大ごみの回収には、粗大ごみ受付センターへのお申し込みが必要です。お申し込みのない粗大ごみは回収されませんので、ご注意ください。

決められた方法により、
各自責任を持って処分しましょう



◎粗大ごみ受付センター

TEL : 0570-075-533

受付日時：月曜日～土曜日（祝祭日も含む・年末年始を除く）午前8時～午後7時
※申し込み制・有料

■家電リサイクル法の対象品

エアコン・テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ式）・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・冷凍庫は家電リサイクル法により再商品化（リサイクル）が義務付けられているため粗大ごみとしては出せません。

処分する場合は、その製品を購入したお店が買い替えをするお店、または下記にお問い合わせください。

◎家電リサイクル受付センター 0570-087-200

受付日時：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

家庭ごみについての問い合わせ先

- ◎北区清掃事務所 03-3913-3141
- ◎滝野川清掃庁舎 03-3800-9191
- ◎リサイクル清掃課 03-3908-8538



住宅使用料滞納についてのご注意

住宅使用料滞納に関するご注意は度々ご案内しておりますが、常に滞納状態（遅れて使用料を払い続け常に1～2ヵ月の滞納が残っている状態）の方が多く見受けられます。

毎月支払いをしていますが、毎回支払いが遅れている場合は「滞納している」という判断になりますので、お心当たりのある方は、滞納分と当該月分をまとめてお支払いいただく等、早急な滞納解消に努めるようお願いいたします。



区営住宅を長期不在にする場合

区営住宅を1ヶ月以上にわたり不在にする場合、必ず「区営住宅不在届」と長期不在を証明する書類を提出してください。

提出がない場合は長期不在を認めることが出来ず、住宅の明け渡しを求めることになりますので必ず提出をお願いします。

「区営住宅不在届」の提出をされた場合のみ1年間の長期不在が認められますが、不在期間が1年間を超えるときには住宅を返還していただきます。

●長期不在の主な理由

長期入院・施設等に入所する場合・介護のため親族等の家へ長期滞在する場合・出張（海外赴任も含む）・留学・海外旅行・一時帰国（帰省）等

※長期不在を証明する書類については、状況により取得していただく書類が違いますので、事前に北区区営住宅受付担当までご連絡ください。

ふれあいサービス新規対象者へのご案内について

現在、株式会社東急コミュニティーでは、75歳以上で区営住宅におひとりでお住まいの、ご希望の方を対象に、定期的なご連絡・訪問を行う無料サービス「ふれあいサービス」を実施しております。

令和7年度に新たに対象になる皆様には、詳細について別途ご案内をお届けいたしますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

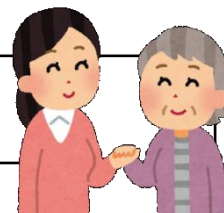
今回の対象者

- ・ 令和7年度（令和8年3月末まで）に75歳になる方
・ 前回ご案内以降、世帯員変更等によりおひとり住まいとなった75歳以上の方

※令和7年度以降新たに対象になる方には、都度ご案内予定です。

※昨年度対象の方で、お申込みをされなかった方、また期中にキャンセルされた方でもお申込み可能ですので、ご希望の場合はお気軽にご連絡ください。

今回対象の方で、万が一案内が届かない場合には
早急にお送りさせていただきますので、ご連絡ください。



区営住宅受付担当より一言



早いもので、2024年も暮れようとしています。

今年は元旦に能登半島地震、8月には南海トラフ地震臨時情報が発表され、改めて自然災害大国ニッポンでの防災対策の重要性を考えさせられた1年となりました。自分も防災用品や備蓄品の見直し、補充を久しぶりに行うことにしました。入居者のみなさま、いざという時の備えは大丈夫でしょうか？

一方で明るい話題としては、パリオリンピックでの日本選手のメダルラッシュや MLB 大谷翔平選手の前人未踏の大活躍に心躍らされたことが思い出されます。来年は明るい話題が多くなることを願いつつ、新たな気持ちで 2025 年を迎えたいと思います。

寒さ厳しくなる折、お身体大切にして年末年始をお過ごしください。

(区営住宅受付担当；鈴木)

自衛消防訓練について

■災害時に被害を少なくするためには自衛消防訓練が必要です！

火災や地震等の災害は、いつ、どこで発生するか予測できません。皆様自身を守るために、災害による被害を最小限に食い止められるよう、積極的に実施することが大切です。定期的に訓練を行い、災害時の避難経路や避難場所を確認しておきましょう。

■訓練の実施にあたって

訓練を行う場合や、地域の防災訓練に自治会等で参加する場合は、事前に消防署へ連絡するとともに、区営住宅受付担当まで連絡をお願いします。

また、ご相談いただければ訓練の実施に関してご協力させていただきますので、区営住宅受付担当までお問合せください。

是非、「自衛消防訓練実施マニュアル」をご一読の上、自治会等での消防訓練にご活用ください。



避難所について

各区営住宅から一番近い避難所は以下の通りです。

住宅名	一番近い避難所
浮間二丁目第2アパート 12・13号棟	西浮間小学校
浮間二丁目第3アパート	西浮間小学校
赤羽北二丁目アパート 1・2号棟	袋小学校
東田端二丁目アパート 1・2号棟	滝野川第四小学校
赤羽北三丁目第2アパート	桐ヶ丘中学校
志茂五丁目アパート 1・2号棟	志茂子ども交流館
浮間三丁目第3アパート 1・2・3号棟	西浮間小学校
浮間三丁目第4アパート	浮間小学校
赤羽西六丁目第2アパート 1・2・3号棟	稲付中学校
西が丘一丁目アパート	稲付中学校
西が丘一丁目第2アパート	梅木小学校

西が丘二丁目アパート 1・2号棟	梅木小学校
赤羽西六丁目第3アパート 1・7・8・10号棟	稲付中学校

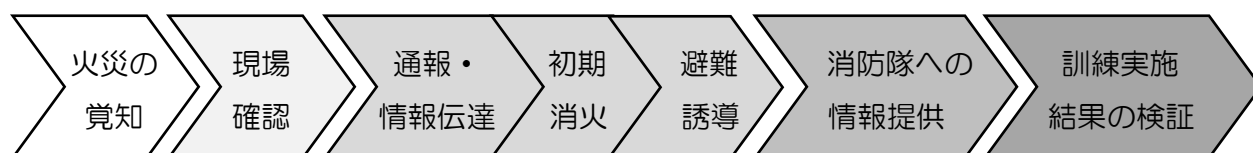
※ ただし、混雑している場合は違う避難所に行かざるを得ない場合もありますので、各自、北区の防災地図にて他の避難所についても事前に確認しておきましょう。

自衛消防訓練実施マニュアル

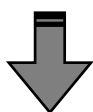
■はじめに

当マニュアルでは、訓練の実施方法について簡単に説明しています。火災時はパニック状態となり、マニュアル通りにはならないことを想定し、居住者全員が無事避難できるよう体で覚えるように訓練をしておきましょう。

■訓練の流れ



※実際の火災では、通報・消火・避難誘導を順序良く行わなければならないということではなく、火災の状況によっては同時に実施するものであると考えてください。



火災発生！！

■ 現場確認の要領（人が発見した場合）

- ① 「火事だ！火事だ！」と大きな声で2回叫びます
- ② 消防機関に119番通報します。また、非常ベルを鳴らす等の方法で、火災であることをアパート内の人に知らせます。その後、近くにある消火器等を活用して初期消火活動に移ります。

■ 通報・情報伝達

【119番通報の例】

通報者：119番を発信する

消防：「はい、119番消防です。火事ですか？」

通報者：「火事です。」

消防：「場所はどこですか？」

通報者：「〇〇区〇〇、〇丁目〇〇番〇号の〇〇アパートです。」

消防：「その建物は何階ですか？燃えているところはどこですか？」

通報者：「〇階建ての〇階が燃えています。」

消防：「逃げ遅れた人はいませんか？」

通報者：「〇名が逃げ遅れています。」「逃げ遅れはいません。」

消防：「近くに目標となる建物がありますか？」

通報者：「〇〇があります。（〇〇の〇側になります。）」

消防：「あなたのお名前と連絡先を教えてください。」

通報者：「〇〇です。番号は〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇です。」

消防：「分かりました。すぐに向かいます。」

119番



火災時はパニックになり、落ち着いて説明できず時間がかかってしまうと思われます。誰もが通報できるように、定期的に口に出して練習しておくことや、電話の近くにこの通報例を貼っておくことも大切です。

■ 初期消火

【消火器の使い方】



1. 安全ピンを抜く

2. ホースを火元に向ける

3. レバーを持って放射

＜安全のためのポイント＞

- ✓ 火元に近づき過ぎず、適切な距離を保つこと。
- ✓ 初期消火では吹き返しや燃焼物が飛散することがあるため注意すること。
- ✓ 退路を確保し、「出火室が延焼拡大中」及び「天井等に火災が達した状態で延焼中」の状況の際は、無理せずに避難を開始すること。



実際の火災の場合は、出火箇所の近くにいる方が消火活動を行う可能性が高いため、居住者全員が消火器等の使用方法を知っておくことが大切です。

■ 避難誘導

【避難経路の選択】

避難の際は、出火箇所を避け、煙等の被害を受ける恐れがない経路を選択しましょう。

＜安全のためのポイント＞

- ① 2つ以上の別な方向への逃げ道を決めておくこと。
- ② 廊下や出入口・階段などには、避難の妨げになるような物を置かない。
- ③ 消火することが無理だと思ったら、すばやく避難する。
- ④ エレベーターは絶対に使わない。
- ⑤ 避難する時はドアを閉める。

【誘導方法】

自力で避難できる人には、大きな声でどこからどこへ避難するかを指示します。また、ハンカチ等を鼻と口にあて、煙を吸い込まないように姿勢を低くして避難するよう指示しましょう。



日頃からあらゆる出火箇所を想定し、それぞれに安全な経路を確認しておくことが大切です。

いざという時のために、避難方法などを皆で話し合い、確認しておきましょう。

■消防隊への情報提供

消防隊が到着したら、
以下のような情報を提供してください。



- ① 全員避難したか。逃げ遅れはいるか。
- ② 負傷者はいるか。
- ③ 出火箇所はどこか。何が燃えているか。燃えている範囲はどこか。
- ④ 初期消火はできているか。
- ⑤ その他必要事項

■訓練実施結果の検証

- ✓ 要した避難に時間はどの位かかったか。前回の訓練と比べてどうだったか。
 - ✓ 通報は適切に行えたか。
 - ✓ 消火器等の操作に不備はなかったか。
 - ✓ 避難経路は安全・適切であったか。
 - ✓ 避難誘導時の危険性はなかったか。
 - ✓ 指示は適切に伝わっていたか。
 - ✓ 通報・消火・避難誘導の連携はスムーズにできたか。
- 



その他参考事項

人間は、普段は冷静な行動ができて、火災等の生命の危険に直面した場合には、理性による判断ができなくなり、危険を回避するために以下のような衝動的な行動に走りがちです。災害発生時に冷静な行動を行えるよう、日頃からイメージ訓練を行いましょう。

【火災時の傾向】

- 帰巢性 ・・・入ってきた経路をたどって逃げようとする。
- 日常導線志向性 ・・・日常的に使っている経路をたどって逃げようとする。
- 向光性 ・・・明るい方向に向かって逃げようとする。
- 危険回避性 ・・・煙や炎が見えない方向に向かって逃げようとする。
- 追従性 ・・・大勢の人についていこうとする。
- 向開放性 ・・・開かれた感じがする方向へ逃げようとする。
- 易視経路選択性 ・・・最初に目に入ってきた経路、目につきやすい経路を選ぶ。
- 至近距離選択性 ・・・最寄りの階段や近道をしようとする。
- 直進性 ・・・まっすぐの階段や通路を選ぶとか、突き当たるまで直進する。